

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

三重国民年金 事案 756

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から60年3月までの期間及び平成元年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から60年3月まで
② 平成元年6月

申立期間については、建設会社に勤務していたが、その事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、事業所が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る勤務実態及び国民年金保険料の納付状況について、申立人が当時勤務していたとする事業所の事業主に確認したところ、申立人の勤務時期は申立人の供述内容とほぼ一致している上、申立人の国民年金保険料についても、代わりに納付していたとする当該事業主の妻は病気等のため納付方法等は確認できなかったものの、当該事業所が代わりに納付していた旨供述しており、申立内容と符合している。

また、当該事業主及びその妻の国民年金保険料の納付状況をみると、事業主については、国民年金制度発足時の昭和36年4月以降国民年金加入期間に未納は無く、その妻についても43年4月に保険料の納付を開始して以降60歳に到達する時期まで未納は無いことから、事業主及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人の申立期間①の前後の保険料は現年度納付により納付済みであること等を勘案すると、申立期間①についても、当該事業主の妻が申立人の保険料を納付していたものとするのが自然である。

申立期間②については、申立期間②前後の国民年金保険料は申立人名義の金

融機関口座からの引き落としによる納付であることから、上記事業所が代わりに納付していたとは考え難いものの、申立期間②は1か月と短期間であり、その前後の保険料は納付済みであること等を勘案すると、あえて申立期間②のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日、資格喪失日に係る記録を34年3月20日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から34年3月まで
② 昭和34年4月から35年3月まで

申立期間①は、B公共職業補導所（現在は、C校）を卒業した後、A社で働いており、申立期間②は、同社を辞めた後、すぐにD社で働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C校の証明書により、申立人が昭和33年3月26日にB公共職業補導所を卒業していることが確認できる上、申立期間①当時、A社で勤務していた同僚二人が「申立人と同じB公共職業補導所を卒業して、申立人と同時期にA社に入社した。」と供述していること等から、申立人が、申立期間①に同事業所で勤務していたことは推認できる。

また、上記同僚2人を含むB公共職業補導所を申立人と同時期に卒業し、申立人と同様の現場作業に従事していた同僚3人は共に、A社に入社したとしている昭和33年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、申立期間①に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している15人中14人が、中学校、高等学校及びB公共職業補導所を卒業した後、同年4月1日の同事業所への入社と同時に資格取得していることが推認できるほか、複数の同僚が、「入社した者はすべて厚生年金保険に加入していた。」、

「職業訓練所を卒業して入社した者が厚生年金保険に加入していないのはおかしい。」等と供述していることから判断すると、申立人が、当該事業所に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、B公共職業補導所を申立人と同時期に卒業した上記同僚の標準報酬月額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、D社は平成11年3月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間②におけるD社の同僚であると主張している3人について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に該当者は見当たらない上、申立期間当時、同事業所に勤務していた同僚は「当時、職人はすぐに辞めるので、厚生年金保険に加入しない者が多かった。」と供述していることから、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 661

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年8月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和40年8月から41年3月までの標準報酬月額は、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月21日から40年5月21日まで
② 昭和40年6月28日から41年4月21日まで
③ 昭和43年5月20日から同年9月5日まで
④ 昭和47年1月4日から同年2月9日まで
⑤ 昭和49年5月31日から同年7月4日まで

A社(現在は、B社)に入社後、昭和52年5月21日まで関連会社に転勤をしたものの、その間継続して厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間①については、A社C店に、申立期間②については、同社D店又はE社に、申立期間③については、A社D店又は同社F店に、申立期間④及び⑤については、G社に在籍していた可能性がある。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和40年8月6日から41年4月1日までの期間について、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人と生年月日が異なる(昭和10年8月6日)ものの、申立人と氏名が同一の記録が二つあり、一つは昭和40年8月6日資格取

得、41年4月1日資格喪失となっており、もう一つは40年9月6日資格取得、同年10月19日資格喪失となっていることが確認できる上、社会保険事務所が保管しているA社D店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、同様の記録が二つ確認できるほか、これらの記録は、基礎年金番号に統合されておらず、該当者不明の記録となっている。

また、社会保険庁のオンライン記録により、生年月日が昭和10年1月1日から同年12月31日までの期間で申立人の氏名を検索したところ、該当者は、申立人と上記の生年月日の者のみとなっていることから、上記の生年月日の者の被保険者記録は、申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、昭和40年8月6日から41年4月1日までの期間にA社D店で勤務し、事業主は、申立人が40年8月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間②のうち、昭和40年8月から41年3月までの標準報酬月額については、上記の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及びA社D店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和40年6月28日から同年8月6日までの期間については、E社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は同年3月26日から同年7月16日まで同社の取締役になっていたことは確認できる。

しかし、同社における当時の役員等関係者に照会を試みたものの、連絡が取れない上、同社において当該期間当時に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立期間②のうち、昭和41年4月2日から同年4月21日までの期間については、当該期間当時にA社D店において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人についての情報を得ることができなかった上、上記の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及びA社D店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間①について、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したものの、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった上、申立期間①のうち、昭和40年3月26日から同年5月21日までは、申立人は、E社の取締役となっていることから、

当該期間については、A社C店で勤務していなかったものと考えられる。

また、A社C店において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

なお、申立期間①のうち昭和40年3月26日以降については、申立人は、E社の取締役となっていることから、同社に勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和40年5月21日であることが確認できる。

申立期間③について、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したものの、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社D店において申立期間③に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社F店は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

申立期間④及び⑤について、G社の同僚の供述により、申立人が申立期間⑤に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、G社は昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者に申立人の申立期間④及び⑤に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の記憶は不明確であり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、G社において申立期間④及び⑤に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているG社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間⑤について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②のうち昭和40年8月6日から41年4月1日までの期間を除く期間、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②のうち昭和40年8月6日から41年4月1日までの期間を除く期間、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月15日から同年11月1日まで
② 昭和48年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和33年4月にA社に入社し、48年に退社するまで継続して同社に勤務していた。申立期間①については、34年9月はB市に、同年10月はC市で勤務していた。申立期間②については、A健康保険組合の健康保険証を使っていた記憶がある。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録、申立人から提出された同社の退職金支給明細書、当時の複数の同僚の供述を踏まえると、申立人が昭和33年4月1日から48年7月20日まで同社に継続して勤務し（昭和34年11月1日に同社D支店から同社本社へ異動）、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和34年8月の標準報酬等級から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、上記の退職金支給明細書のとおり A 社 E 支店の退社日が昭和 48 年 7 月 20 日となっており、社会保険庁の記録と一致している上、申立人は「当該期間はこの会社にも勤務していなかったが、A 健康保険組合の健康保険証を使用していた記憶があるため申し立てた。」と供述している。

また、A 企業年金基金の加入者台帳によると、申立人の資格喪失日は昭和 48 年 7 月 21 日となっており、異動事由についても自己都合退職の記載が確認できる。

さらに、A 企業年金基金から「申立人が保管している厚生年金基金年金証書に記載されている年金額の算定期間は、昭和 41 年 11 月から 48 年 6 月までの期間である。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重国民年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年3月まで

申立期間のうち、昭和39年9月までは、私たち夫婦はA市に居住していた。当時、私は石材店で勤務しており、厚生年金保険に加入していると思っていたが、厚生年金保険の加入記録は無かった。国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については覚えていないが、国民年金に加入していなかったか調べてほしい。

また、申立期間のうち、昭和39年10月にB市に転居してからは、市役所支所から自宅に来ていた集金人に、私たち夫婦が、夫婦の分と併せて、同居していた私の父親及び私の義妹の4人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。私の父親と私の義妹の納付記録は残っているのに、私たち夫婦が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間のうち、A市に居住していた昭和39年9月までの期間における国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付についての記憶は無く、同市においても申立人が国民年金に加入していた形跡も確認できないほか、申立人は、同年10月に転居したB市における国民年金の加入手続等に関する記憶も曖昧である。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月にB市において夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間のうち、A市に居住していた期間のすべて及びB市に転居してからの期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に聴取しても、遡及して納付した記憶は無く、特例納付してい

た形跡も無いほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間のうちB市に転居した昭和39年10月以降の期間については、夫婦の国民年金保険料と共に、申立人の父親及びその義妹の保険料も併せて納付していたと主張しているが、申立人の父親の国民年金手帳記号番号は49年4月に払い出されている上、その父親は再開5年年金に加入しているが、再開5年年金の加入手続は48年10月から49年3月までの間に行うこととされていたことから、申立期間のうち39年10月から45年3月までの期間について、申立人が、その父親の分を併せて納付することはできず、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立人の義妹の国民年金手帳記号番号は40年10月に払い出されており、B市が保管している申立人の義妹の国民年金被保険者名簿によると、その義妹の住所は、申立人が申立期間当時居住していた住所とは異なっている上、申立期間以外の期間について、申立人、その妻及びその義妹の納付状況を見ても、それぞれが異なる時期に保険料を納付している期間や、又はいずれかが未納となっている期間があることから、必ずしも申立人、その妻及びその義妹の納付行為は同一であったとは言えない状況がうかがわれるほか、申立人及びその妻の申立期間は、それぞれ108か月及び120か月と長期に及んでいる上、申立人及びその妻には、申立期間以外にも未納期間が散見される。

その上、申立人及びその妻は、上記国民年金手帳記号番号により、申立人は昭和45年4月まで、その妻は46年4月まで遡^{そきゅう}及して国民年金保険料を納付しており、遡^{そきゅう}及納付を行った期間がそれぞれ異なっているが、当該手帳記号番号が払い出された同年10月の時点において、申立人は過年度納付により遡^{そきゅう}及納付しなければ年金受給権を取得できない状況であり、その妻については、年金受給権を取得することは可能であったことから、申立人のみ過年度納付を行ったとしても不自然ではない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 758

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

申立期間のうち、昭和39年9月までは、私たち夫婦はA市に居住していた。当時、夫は石材店で勤務しており、厚生年金保険に加入していると思っていたが、夫の厚生年金保険の加入記録は無かった。国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については覚えていないが、国民年金に加入していなかったか調べてほしい。

また、申立期間のうち、昭和39年10月にB市に転居してからは、市役所支所から自宅に来ていた集金人に、私たち夫婦が、夫婦の分と併せて、同居していた夫の父親及び私の妹の4人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。夫の父親と私の妹の納付記録は残っているのに、私たち夫婦が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の夫に聴取しても、申立期間のうち、A市に居住していた昭和39年9月までの期間における国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付についての記憶は無く、同市においても申立人が国民年金に加入していた形跡も確認できないほか、申立人の夫は、同年10月に転居したB市における国民年金の加入手続等に関する記憶も曖昧である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月にB市において夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間のうち、A市に居住していた期間のすべて及びB市に転居してからの期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であ

る上、申立人の夫に聴取しても、遡^{そきゅう}及して納付した記憶は無く、特例納付していた形跡も無いほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の夫に聴取したところ、申立期間のうちB市に転居した昭和39年10月以降の期間については、夫婦の国民年金保険料と共に、申立人の義父及びその妹の保険料も併せて納付していたと主張しているが、申立人の義父の国民年金手帳記号番号は49年4月に払い出されている上、その義父は再開5年年金に加入しているが、再開5年年金の加入手続は48年10月から49年3月までの間に行うこととされていたことから、申立期間のうち39年10月から46年3月までの期間について、申立人又はその夫が、申立人の義父の分を併せて納付することはできず、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は40年10月に払い出されており、B市が保管している申立人の妹の国民年金被保険者名簿によると、その妹の住所は、申立人が申立期間当時居住していた住所とは異なっている上、申立期間以外の期間について、申立人、その夫及びその妹の納付状況をみても、それぞれが異なる時期に保険料を納付している期間や、又はいずれかが未納となっている期間があることから、必ずしも申立人、その夫及びその妹の納付行為は同一であったとは言えない状況がうかがわれるほか、申立人及びその夫の申立期間は、それぞれ120か月及び108か月と長期に及んでいる上、申立人及びその夫には、申立期間以外にも未納期間が散見される。

その上、申立人及びその夫は、上記国民年金手帳記号番号により、申立人の夫は昭和45年4月まで、申立人は46年4月まで遡^{そきゅう}及して国民年金保険料を納付しており、遡^{そきゅう}及納付を行った期間がそれぞれ異なっているが、当該手帳記号番号が払い出された同年10月の時点において、申立人の夫は過年度納付により遡^{そきゅう}及納付しなければ年金受給権を取得できない状況であり、申立人については、年金受給権を取得することは可能であったことから、申立人の夫のみ過年度納付を行ったとしても不自然ではない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 759

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年4月まで

私の義母から、私の義姉及び義妹は国民年金に加入していないが、私は働いていて生活に余裕もあるから国民年金に加入するよう言われたので、申立期間については、A市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も、毎月、A市役所の1階窓口で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人に聴取しても、申立期間について国民年金手帳を所持していた記憶も無いなど、申立期間の国民年金の加入手続等についての記憶は曖昧である上、申立人に国民年金加入を勧めたとする申立人の義母に聴取しても、申立人に国民年金加入を勧めた時期及び申立人が国民年金に加入した時期についての具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和52年11月19日に任意加入により払い出されている(平成11年に厚生年金保険被保険者記録との統合により資格取得日を昭和53年6月1日に訂正済み)ほか、申立期間についても、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできない上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所の1階窓口で納付していたと主張しているが、同市に照会したところ、申立期間当時は市の窓口で保険料を収納することは無かったとしており、申立内容に不

合理的な点がみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から 62 年 11 月まで

申立期間当時の給与は 17 万円で、家賃は 4 万円ぐらいであった。社会保険事務所の記録にある標準報酬月額では生活ができなかったはずである。また、会社の給与が下がった記憶も無い。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時支給されていた報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険料控除額、報酬の総額及び標準報酬月額についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間におけるA社の上司及び同僚であるとしている2人については、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚5人の標準報酬月額を調査したものの、申立人のみが同僚と異なり標準報酬月額が低額であったという事情は見られない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
② 平成 18 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

申立期間については、A社とB社で役員をされており、報酬は月額 34 万円ぐらいだった。申立期間における社会保険庁の標準報酬月額は、当時の報酬と異なっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社の登記簿謄本により、申立期間において、A社の取締役及びB社の代表取締役であることが確認できるが、申立期間における厚生年金保険への加入は、A社で行われており、B社では平成 18 年 12 月 1 日に被保険者となっている。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の報酬月額に係る記録を見ると、申立期間①については、平成 17 年 4 月の月額変更届の標準報酬月額 9 万 8,000 円は 18 年 5 月 18 日に処理、17 年 9 月の算定基礎届は 17 年 9 月に標準報酬月額 34 万円と処理したものを 18 年 5 月 18 日に 9 万 8,000 円に訂正処理しており、同様に、申立期間②については、18 年 4 月の月額変更届の標準報酬月額 9 万 8,000 円は同年 12 月 19 日に処理、同年 9 月の算定基礎届は同年 10 月に標準報酬月額 30 万円と処理したものを同年 12 月 19 日に 9 万 8,000 円に訂正処理していることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所に保管されているA社から提出された月額変更届から、平成 18 年 5 月 18 日及び同年 12 月 19 日の訂正処理は、同社からの届出に基づいて行なわれたことが確認でき、同年 12 月 15 日に申立人が代表取締役を務めていたB社から提出された申立人の被保険者資格取得届に

における標準報酬月額も、その直前のA社における標準報酬月額と同額の9万8,000円となっているほか、A社の代表取締役である申立人の父親の標準報酬月額についても、申立人が減額処理された時と同時期に減額処理されている。

さらに、申立人から平成17年及び18年の給与勤怠支給控除一覧表が提出されているが、当該一覧表に記載されている給与総額及び社会保険料の控除額は、申立人及びA社からC税務署及びD市役所に提出されている申立人に係る17年分の確定申告書及び源泉徴収票並びに18年分の給与支払報告書に記載されている給与支払額及び社会保険料の控除額と相違している上、17年分の確定申告書及び源泉徴収票に記載されている給与支払額及び社会保険料の控除額は、社会保険庁に記録されている上記訂正された後の17年の標準報酬月額の1年分に相当する金額及び社会保険料の総額に相当する金額であり、18年分の給与支払報告書に記載されている給与支払額も、上記訂正された後の18年の標準報酬月額の1年分に相当する金額となっていることから判断すると、A社から提出された月額変更届は、申立期間①及び②において実際の報酬額に基づいた届出であったと認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、上記の確定申告書等の記載状況や申立人が「A社における事業運営は他界した父親と私自身が行っていた。」と供述していること等を踏まえると、申立人は、「事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当するものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 5 月 1 日まで

平成 10 年 10 月に A 社に入社し、同社 B 店で数日間の研修後、同社 C 店及び同社 D 店で開店準備に携わり、11 年 5 月から同社 C 店で勤務した。当時の同僚の供述からも私が同社で勤務していたことが確認できると思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された雇用契約書により、申立人が申立期間のうち平成 10 年 10 月 21 日以降の期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成 11 年 5 月 1 日となっており、これは社会保険事務所の記録と一致している上、同社の担当者は「当時の担当職員は退職しており詳細は分からないが、雇用当初から厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と供述している。

また、申立人が同時期に入社したとする同僚二人についても、厚生年金保険への加入は、申立人が入社したとする時期よりかなり後の時期となっている上、ほかの同僚一人から「平成 10 年 3 月ごろに A 社に入社し、入社当初から厚生年金保険には加入していなかった。同社には試用期間があったと思う。」との回答があったことから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な

点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 54 年 6 月 22 日から 55 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 25 年 10 月 13 日から 48 年 3 月 21 日まで A 事業所の代表者であり、35 年 2 月 1 日から同事業所が株式会社となって代表取締役を務めていた。一緒に働いていた弟は、当該期間も厚生年金保険に加入していたので申立期間①について、厚生年金被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、B社に入社してから給与は 26 万円であったにもかかわらず 20 万円になっているのは納得できないので申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社の閉鎖登記簿謄本には、同社が昭和 35 年 2 月 1 日に設立されたことが確認できる上、申立人から提出された同社の経歴書によると、申立人は 32 年 7 月 9 日に A 事業所の代表者 (個人事業主) となり、その後 35 年 2 月 1 日に C 社の取締役社長になった旨の記載が確認できる。

このことから、申立期間①については、申立人は個人事業所の事業主であったと考えられるが、申立期間①当時、厚生年金保険法上、同保険の被保険

者は適用事業所に使用される者に限られており、個人事業所の事業主は被保険者となることができないことから、申立人が申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立期間②当時支給されていた報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間②に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立人は、入社時から報酬額 26 万円で契約していたとしており、B社に在籍中はずっと標準報酬月額 26 万円であったとしているが、同社において当時の経理担当者であった取締役から「当時の資料は残っていないが、申立人から給与を上げてほしいと言われ、営業成績も良好であったことから申立人の給与を上げたことを覚えている。」との回答があった。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで
A社における毎月の役員報酬はだいたい 70 万から 100 万円くらいだったので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社は平成 9 年 11 月 30 日に適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年 12 月 10 日付けで、4 年 10 月が 55 万円から 41 万円に、同年 11 月から 6 年 10 月までが 53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 9 年 10 月までが 59 万円から 9 万 2,000 円に、さかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険料の滞納は無かった旨供述しているが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日に資格喪失している複数の元従業員が、会社が倒産する 2 年ぐらい前から経営状態は余り良くなかった旨供述している上、同事業所の社会保険関係事務を行っていたとする社会保険労務士は、同事業所が倒産する以前から社会保険料の滞納が相当額あった旨供述している。

また、当該社会保険労務士は、A社の役員そきゅうの標準報酬月額の遡及訂正の手続は自身が行い、そのことは代表取締役である申立人の夫に伝えていた旨供述している上、申立人の夫は、社会保険に関しては当該社会保険労務士に任せており、会社の印鑑も預けていた旨供述をしている。

さらに、申立人は、当該事業所の経理は申立人自身が行っており、当該社

会保険労務士との連絡も申立人自身が行っていた旨供述している上、上記元従業員の一部は、申立人は当該事業所の経営状態が悪くなってからの資金繰りも行っていた旨供述している等ことから、申立人は、当該事業所の経営に関して代表取締役である申立人の夫と一体になって行っていたものと考えられる。これらのことを踏まえると、申立人及びその夫の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、当該事業所の取締役である申立人が関与していなかったとは考え難く、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役と同様に自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 668

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで
給与は月額 100 万円ぐらいだったので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役、その妻が取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社は平成 9 年 11 月 30 日に適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年 12 月 10 日付けで、4 年 10 月から 6 年 10 月までが 53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 9 年 10 月までが 59 万円から 9 万 2,000 円に、さかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険料の滞納は無かった旨供述しているが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日に資格喪失している複数の元従業員が、会社が倒産する 2 年ぐらい前から経営状態はあまり良くなかった旨供述している上、同事業所の社会保険関係事務を行っていたとする社会保険労務士は、同事業所が倒産する以前から社会保険料の滞納が相当額あった旨供述している。

また、当該社会保険労務士は、A社の役員^{そきゅう}の標準報酬月額の遡及訂正の手続は自身が行い、そのことは代表取締役である申立人に伝えていた旨供述している上、申立人は、社会保険に関しては当該社会保険労務士に任せており、会社の印鑑も預けていた旨供述をしていること等を踏まえると、申立人及びその妻の標準報酬月額の遡及訂正^{そきゅう}については、会社の業務としてなされた行為であり、当該事業所の代表取締役である申立人が関与していなかったとは

考え難く、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 24 日まで

申立期間に勤務したA社の厚生年金保険について、年金受給時に社会保険事務所から脱退手当金は支給済みであると聞いたが、結婚してから記帳している家計簿には脱退手当金の記載が無く、受給した記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年12月14日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 6 日から 38 年 2 月 1 日まで

私は、ねんきん特別便により初めて脱退手当金を受給していることを知った。50 年以上前のことだが、当時、厚生年金保険に加入していることさえ知らず、脱退手当金の制度も知らなかったので、脱退手当金を受け取ったはずは無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 5 ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 2 月の前後 4 年以内（昭和 37 年 2 月から 40 年 12 月までの期間）に資格を喪失した者 14 人（当該事業所で資格喪失した後短期間で他の事業所で資格取得している者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 人全員に脱退手当金の支給記録があり、うち 13 人が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所から「当時、従業員が退職時に事務所を訪れた際、退職金の手続と同時に脱退手当金についての説明をし、会社側で用意した脱退手当金の請求用紙に押印してもらった。数名分の請求用紙をまとめて社会保険事務所に送付し、脱退手当金は従業員個人が受け取っていると思う。」との回答があるとともに、連絡先が把握できた同僚の 3 人からも同様の証言があることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人及び上記 14 人全員の健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は

被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているほか、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年5月29日に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から同年 7 月 14 日まで

私はA事業所の正社員として勤務していたが、平成 10 年 4 月 1 日から 1 年契約を更新してパート勤務で働いていた。11 年 7 月 9 日に交通事故に遭い、休業給付を受けた後、同年 11 月 30 日付けで同事業所を退職した。社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年 5 月 1 日となっているが、同年 5 月分及び同年 6 月分の給与明細書には厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は平成 11 年 5 月 1 日となっており、備考欄に「パート時間短縮のため」と記載されている上、健康保険被保険者証が回収された旨の記載が確認できる。

また、申立人から提出されたA事業所における平成 11 年 5 月分及び同年 6 月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同事業所から「保険料の控除は翌月控除であり、同年 6 月分の給与から同年 5 月分の厚生年金保険料を誤って控除したため、同年 6 月 30 日に申立人に現金で返金した。」との回答があった上、同事業所から提出された金銭出納帳には、その返金額の記載及び申立人の受領の押印が確認できる。

さらに、申立人は夫の被扶養者となり、国民年金第 3 号被保険者となった日は平成 11 年 7 月 14 日であると主張しているが、社会保険庁の記録による

と、申立期間のうち同年5月1日から同年5月14日までの期間は国民年金第1号被保険者期間、同年5月14日以降は国民年金第3号被保険者となっている上、申立人の夫が加入しているB健康保険組合から「申立人の健康保険の被扶養者認定日は平成11年5月14日である。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月17日から4年1月1日まで

社会保険事務所において厚生年金保険の期間照会をしたところ、被保険者期間が2か月との回答をもらった。しかし、私が所持している人事異動通知書には任期が平成3年12月31日と記載されており、給与から厚生年金保険料が3か月分控除されていた記憶もある。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA教育員会の人事異動通知書には、任期は平成3年12月31日までとするとの記載が確認できるが、同教育委員会から提出された「産休・育休補助教職員任用一覧表」によると、申立人の任用期間の欄には、辞職と記載されている上、任期が同年12月16日に訂正されていることから、申立人が申立期間の前に同教育委員会のB事業所(C校)を退職していたと推認できる。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料が3か月分控除されていたとしていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況についてA教育委員会に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明であるが、給与の締め日と退職日の関係から、給与から平成3年12月分の厚生年金保険料を控除したとしても、後日、申立人に還付されているはずだと思う。」との回答があった。

さらに、C校の当時の校長から、「当時の学校が保管している資料によると、申立人は平成3年12月16日に退職している。」との回答があった上、申立人の後任である同僚からも「申立人から、都合ができたため、代わりに臨時講師をお願いできないかとの依頼があった。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。